

# 岐阜県公報

## 目次

### 監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表  
財政的援助団体等監査の結果に関する報告の公表

(監査委員) 六一  
(同) 六

## 監査委員告示

### 岐阜県監査委員告示第二十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第一項及び第四項の規定により平成二十五年十月三十日及び同年十一月一日から同月三十日まで執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十五年十二月二十六日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 岐阜県監査委員 | 渡 | 辺 | 嘉 | 山 |
| 岐阜県監査委員 | 平 | 岩 | 正 | 光 |
| 岐阜県監査委員 | 鷯 | 飼 | 井 | 誠 |
| 岐阜県監査委員 | 石 | 井 | 直 | 子 |
| 岐阜県監査委員 | 藤 | 良 | 寛 |   |

### 第1 監査実施機関数

| 知事直轄  | 監査実施機関数 |      | 監査結果件数 |      |        |   |
|-------|---------|------|--------|------|--------|---|
|       | 指摘あり    | 指摘あり | 指摘事項   | 指導事項 | 本課検討事項 |   |
| 総務部   | 4       | 0    | 1      | 0    | 1      | 0 |
| 総合企画部 |         |      |        |      |        |   |
| 環境生活部 |         |      |        |      |        |   |
| 健康福祉部 | 6       | 2    | 1      | 6    | 4      | 1 |
| 商工労働部 |         |      |        |      |        |   |

|       |    |    |   |    |    |    |   |
|-------|----|----|---|----|----|----|---|
| 農政部   | 4  | 3  | 0 | 3  | 3  | 0  | 0 |
| 林政部   |    |    |   |    |    |    |   |
| 県土整備部 | 3  | 2  | 0 | 3  | 2  | 1  | 0 |
| 都市建設部 | 2  | 0  | 0 | 0  | 0  | 0  | 0 |
| 振興局   |    |    |   |    |    |    |   |
| 教育委員会 | 40 | 6  | 6 | 14 | 6  | 8  | 0 |
| 警察本部  | 4  | 2  | 0 | 2  | 2  | 0  | 0 |
| その他   |    |    |   |    |    |    |   |
| 合計    | 63 | 15 | 8 | 29 | 17 | 11 | 1 |

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
  - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
  - ・ 本課検討事項 本庁の所管課に対し、是正又は改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含む。  
「J」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、23機関において、17件の指摘事項、11件の指導事項及び1件の本課検討事項が認められたので、監査対象機関に対し是正、改善又は必要な検討などの措置を講じるよう求めた。

1 総務部 (4機関)

| 実施機関名   | 実施年月日       | 実施機関名   | 実施年月日       |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 岐阜県税事務所 | 平成25年11月15日 | 中濃県税事務所 | 平成25年11月14日 |
| 飛騨県税事務所 | 平成25年10月30日 | 自動車税事務所 | 平成25年11月21日 |

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

| 機関名     | 区分   | 内 容   |
|---------|------|---|
| 飛騨県税事務所 | 指導事項 | 飛騨県税事務所自動車税出張所が入居する飛騨自動車会館の建物賃貸借に係る契約事務において、賃貸借料を変更しているにもかかわらず手続を行うこととなく賃貸借料を支払っていたので、今後は適正に処理されたい。 |

2 健康福祉部 (6機関)

| 実施機関名       | 実施年月日       | 実施機関名   | 実施年月日       |
|-------------|-------------|---------|-------------|
| 岐阜保健所       | 平成25年11月27日 | 西濃保健所   | 平成25年11月27日 |
| 西濃保健所揖斐セクター | 平成25年11月27日 | 恵那保健所   | 平成25年11月27日 |
| 岐阜地域福祉事務所   | 平成25年11月27日 | 食肉衛生検査所 | 平成25年11月27日 |

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

| 機関名   | 区分   | 内 容  |
|-------|------|--|
| 岐阜保健所 | 指摘事項 | 料金後納郵便代金に係る支出事務において、翌月末日までに支払うべきところ、岐阜県総合財務会計システムにおける支払日の入力誤りにより、債権者に対する1件88,570円の支払が7日遅延するとともに、遅延利息246円が支払われていたため、今後は適正に処理されたい。 |
| 恵那保健所 | 指摘事項 | 公務中に車両を損傷させた1件のき損事故について、修繕料49,000円が支払われていたため、職員のき損事故防止について一層の徹底を図られたい。   |
|       | 指摘事項 | 旅費の支出事務において、目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件550円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに                                    |

|           |      |   |
|-----------|------|---|
|           | 指摘事項 | に、今後は適正に処理されたい。<br>公務中の1件の交通事故について、修繕料80,965円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。 |
| 岐阜地域福祉事務所 | 指導事項 | 児童福祉費負担金の収入事務において、未納者に対する督促状を発行していないものがあつたので、今後は適正に処理されたい。                        |

保健所における食品衛生法に基づく飲食店等営業並びに岐阜県食品衛生条例に基づく製造業及び販売業の継続許可事務の所管課である生活衛生課に対して、次のとおり検討を求めた。

| 機 関 名 | 区 分    | 内 容   |
|-------|--------|---|
| 生活衛生課 | 本課検討事項 | 保健所の食品衛生法第52条に基づく飲食店等営業の継続許可（飲食店営業、菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳類販売業（卸売業）、乳類販売業（小売業）、食肉処理業、食肉販売業、魚介類販売業、清涼飲料水製造業、そうざい製造業、添加物製造業）及び岐阜県食品衛生条例第4条に基づく製造業及び販売業の継続許可（つげもの製造業、弁当又はそうざい販売業）事務において、申請書が保健所に到達してから処理するまでの標準処理期間は17日と定めている。<br>許可書である営業許可指令書は、食品衛生営業許可台帳管理システムにより作成されているが、指令書の許可日は実際に事前の許可処分がなされた日ではなく、継続後の許可有効期間の初日となるよう自動設定されているため、標準処理期間を超過している案件が認められたことから、現行システムの見直しを行うなど、措置を講じることを検討されたい。 |

3 農政部（4機関）

| 実施機関名   | 実施年月日       | 実施機関名   | 実施年月日      |
|---------|-------------|---------|------------|
| 中瀬農林事務所 | 平成25年11月14日 | 恵那農林事務所 | 平成25年11月7日 |

|         |             |       |             |
|---------|-------------|-------|-------------|
| 河川環境研究所 | 平成25年11月27日 | 農業大学校 | 平成25年11月27日 |
|---------|-------------|-------|-------------|

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があつた。

| 機 関 名   | 区 分  | 内 容  |
|---------|------|--|
| 恵那農林事務所 | 指摘事項 | 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として65,650円の費用負担が発生したので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。  |
| 河川環境研究所 | 指摘事項 | 旅費の支出事務において、目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件550円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。                              |
| 農業大学校   | 指摘事項 | 時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定の労働時間を超えた勤務時間に対して25/100を支給すべきところ、超えていない時間について時間外勤務手当の支給をしていたことにより、1件2,712円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 |

4 県土整備部（3機関）

| 実施機関名   | 実施年月日       | 実施機関名   | 実施年月日       |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 岐阜土木事務所 | 平成25年11月15日 | 大垣土木事務所 | 平成25年11月11日 |
| 揖斐土木事務所 | 平成25年11月12日 |         |             |

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

| 機 関 名   | 区 分  | 内 容  |
|---------|------|--|
| 岐阜土木事務所 | 指摘事項 | 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として160,522円の費用負担が発生し、また、修繕料90,300円が支払われていたので、職員の交通事故防 |

|         |   |
|---------|---|
|         | 止について一層の徹底を図らねたい。   |
| 指導事項    | 道路管理上の4件の事故について、損害賠償金として360,753円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。           |
| 損災土木事務所 | 指導事項<br>道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として1,049,836円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。 |

5 都市建築部 (2機関)

| 実施機関名          | 実施年月日       | 実施機関名      | 実施年月日       |
|----------------|-------------|------------|-------------|
| 岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所 | 平成25年11月15日 | 岐阜・西濃建築事務所 | 平成25年11月11日 |

【監査の結果】  
特に指摘及び指導する事項はなかった。

6 教育委員会 (40機関)

| 実施機関名      | 実施年月日       | 実施機関名    | 実施年月日       |
|------------|-------------|----------|-------------|
| 岐阜高等学校     | 平成25年11月21日 | 岐阜北高等学校  | 平成25年11月21日 |
| 長良高等学校     | 平成25年11月21日 | 岐山高等学校   | 平成25年11月21日 |
| 加納高等学校     | 平成25年11月27日 | 羽島北高等学校  | 平成25年11月27日 |
| 岐阜総合学園高等学校 | 平成25年11月27日 | 岐阜城北高等学校 | 平成25年11月6日  |
| 岐阜商業高等学校   | 平成25年11月6日  | 岐南工業高等学校 | 平成25年11月27日 |
| 各務原高等学校    | 平成25年11月27日 | 各務原西高等学校 | 平成25年11月27日 |
| 岐阜各務野高等学校  | 平成25年11月27日 | 本巣松陽高等学校 | 平成25年11月6日  |
| 岐阜農林高等学校   | 平成25年11月6日  | 山県高等学校   | 平成25年11月27日 |

|            |             |              |             |
|------------|-------------|--------------|-------------|
| 羽島高等学校     | 平成25年11月27日 | 岐阜工業高等学校     | 平成25年11月27日 |
| 揖斐高等学校     | 平成25年11月27日 | 池田高等学校       | 平成25年11月27日 |
| 大垣北高等学校    | 平成25年11月12日 | 大垣南高等学校      | 平成25年11月12日 |
| 大垣東高等学校    | 平成25年11月12日 | 大垣西高等学校      | 平成25年11月12日 |
| 大垣養老高等学校   | 平成25年11月7日  | 大垣商業高等学校     | 平成25年11月27日 |
| 大垣工業高等学校   | 平成25年11月27日 | 大垣桜高等学校      | 平成25年11月27日 |
| 不破高等学校     | 平成25年11月27日 | 華陽フロンティア高等学校 | 平成25年11月27日 |
| 岐阜盲学校      | 平成25年11月27日 | 岐阜豊学校        | 平成25年11月27日 |
| 長良特別支援学校   | 平成25年11月27日 | 岐阜希望が丘特別支援学校 | 平成25年11月27日 |
| 岐阜本巣特別支援学校 | 平成25年11月27日 | 揖斐特別支援学校     | 平成25年11月7日  |
| 大垣特別支援学校   | 平成25年11月7日  | 海津特別支援学校     | 平成25年11月7日  |
| 下呂特別支援学校   | 平成25年11月27日 | 飛騨吉城特別支援学校   | 平成25年11月27日 |

【監査の結果】  
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

| 機 関 名      | 区 分  | 内 容   |
|------------|------|---|
| 加納高等学校     | 指導事項 | 消防設備保守点検業務に係る委託料の支出事務において、仕様書に示した点検が必要な自動火災報知設備(電鈴)の数量より多い数量で算出された見積書の金額で契約を締結し、支払ったことにより、210円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 |
| 岐阜総合学園高等学校 | 指導事項 | 実習室空調設備更新工事に係る契約事務において、岐阜県会計規則に定める契約書の標準書式をそのまま使用したことにより、契約条項が重複するなど、記載内容に不備がみられたので、今後は適正に処理  |

|          |      |  |            |      |  |
|----------|------|--|------------|------|--|
| 岐阜商業高等学校 | 指導事項 | されたい。<br>教職員及び生徒への図書貸出しについて、平成24年度包括外部監査で貸出日から1年以上経過している図書3冊が返却されていないと指摘を受け、該当教職員等に返却の要請を行ったが1冊は返却されたものの、所在不明の2冊については亡失として処分していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。                     |            | 指導事項 | たい。<br>物品の現物実査実施要領に基づく平成24年度の現物実査において、現物と物品一覧表との突合ができていない物品が641件（取得金額計65,248,020円）あったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 |
| 各務原高等学校  | 指導事項 | 入学金の収入事務において、納付書兼領収済通知書に押印する領収印として出納員の印章を使用していなかったため、今後は適正に処理されたい。   | 大垣工業高等学校   | 指導事項 | 旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件440円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。                                   |
| 岐阜工業高等学校 | 指導事項 | 平成23年度及び平成24年度の消耗品等購入に係る支出事務において、債権者から送付された請求書を長期間放置するとともに、不当に遅延させた日付による收受印を押印し、また、その一部については請求書の日付を改ざんすることにより、債権者に対する78件1,758,979円の支払が最大284日遅延するとともに、遅延利息14,200円が支払われていたため、今後は適正に処理されたい。 | 不破高等学校     | 指導事項 | 旅費の支出事務において、最も合理的かつ経済的な方法によらないで鉄道賃を計算したことにより、1件480円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。                         |
|          | 指導事項 | 旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件440円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。   | 岐阜豊学校      | 指導事項 | 旅費の支出事務において、最も合理的かつ経済的な方法によらないで鉄道賃を計算したことにより、1件4,040円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。                       |
| 揖斐高等学校   | 指導事項 | 行政財産の目的外使用に係る使用料の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。<br>1 土地の使用期間が1年に満たないものの使用料について、月割により計算していたため、1件15,000円を過大に徴収していた。<br>2 収入科目を使用料及び手数料とすべきところ、財産収入としていた。             | 岐阜本巣特別支援学校 | 指導事項 | 公務中の草刈機操作に伴う石の飛散により、駐車中の自動車を損傷させた1件のき損事故について、損害賠償金183,322円が支払われていたため、職員のみき損事故防止について一層の徹底を図られたい。                    |
| 大垣養老高等学校 | 指導事項 | 樹木 <sup>ちのき</sup> 剪定及び除草、処理業務委託に係る契約事務において、変更が見込まれる委託内容であったにもかかわらず、契約時に変更に係る取決めをすることなく、履行期間終了日に契約金額を変更し、変更後の金額で支払っていたため、今後は適正に処理されたい。  | 下呂特別支援学校   | 指導事項 | 床下点検口の扉の取替えに係る契約事務において、見積書の徴取を省略できない契約にもかかわらず、見積書が徴取されていないため、今後は適正に処理されたい。   |

7 警察本部（4機関）

| 実施機関名 | 実施年月日       | 実施機関名 | 実施年月日       |
|-------|-------------|-------|-------------|
| 海津警察署 | 平成25年11月11日 | 大垣警察署 | 平成25年11月11日 |
| 揖斐警察署 | 平成25年11月11日 | 恵那警察署 | 平成25年11月7日  |



1 「飛騨の酒」パンフレット印刷について、実施  
 伺いにおいて契約に係る事項を定めておらず、ま  
 た、見積書を徴取しないまま発注していた。  
 2 展示装飾設営・撤去工事について、実施伺い後  
 に見積書を徴取すべきところ、それ以前に徴取し  
 た見積書に基づき契約を締結していた。

2 指定管理者（1団体）

| 実施団体名       | 施設名称                    | 実施年月日       |
|-------------|-------------------------|-------------|
| 奥飛騨自然・文化協議会 | 岐阜県飛騨・北アルプス自然文<br>化センター | 平成25年11月27日 |

【監査の結果】  
 特に指摘及び指導する事項はなかった。

平成二十五年十二月二十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社